生第60907号	鉱さいけい酸質肥料	粒状けい酸マンガン苦土石灰4号	新鉱工業株式会社	東京都新宿区北新宿三丁目31番14号
生第69672号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸マグネシウム肥料	馬居化成工業株式会社	徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島60番地
生第69673号	ほう酸塩肥料	37ほう酸塩肥料カルボロン特号	共立マテリアル株式会社	愛知県名古屋市港区築三町2丁目41番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第八十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、沖縄海岸国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省及び沖縄県庁に備え付けて供覧する。

平成二十八年九月十五日　　環境大臣　山本　公一

一　削除する区域

沖縄県国頭郡国頭村字安波、字奥、字奥間、字宜名真、字浜、字比地及び字辺戸の各一部

沖縄県国頭郡国頭村字安波、字奥、字奥間、字宜名真、字浜、字比地及び字辺戸の各一部

沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋、字白浜、字大保、字田港、字津波、字宮城及び字屋古の各一部

沖縄県国頭郡国頭村及び大宜味村の地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第八十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、沖縄海岸国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び沖縄県庁に備え付けて供覧する。

平成二十八年九月十五日　　環境大臣　山本　公一

一　特別地域から次の区域を削除する。

沖縄県国頭郡国頭村字安波、字奥、字奥間、字宜名真、字浜、字比地及び字辺戸の各一部

沖縄県国頭郡大宜味村字白浜、字大保、字田港、字津波、字宮城及び字屋古の各一部

二　特別保護地区から次の区域を削除する。

沖縄県国頭郡国頭村字奥間、字宜名真、字比地及び字辺戸の各一部

沖縄県国頭郡大宜味村字田港の一部

三　第一種特別地域から次の区域を削除する。

沖縄県国頭郡国頭村字宜名真及び字辺戸の各一部

四　第二種特別地域から次の区域を削除する。

沖縄県国頭郡国頭村字奥、字奥間、字宜名真、字浜、字比地及び字辺戸の各一部

沖縄県国頭郡大宜味村字白浜、字田港、字津波、字宮城及び字屋古の各一部

五　第三種特別地域から次の区域を削除する。

沖縄県国頭郡国頭村字安波、字奥間、字宜名真、字浜及び字辺戸の各一部

沖縄県国頭郡大宜味村字白浜、字大保及び字田港の各一部

六　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	沖縄県国頭郡国頭村（辺戸）
運動場	沖縄県国頭郡国頭村（宜名真）
宿舎	沖縄県国頭郡国頭村（宜名真）
野営場	沖縄県国頭郡国頭村（宜名真）
園地	沖縄県国頭郡国頭村（宜名真）
園地	沖縄県国頭郡大宜味村（塩屋）
舟遊場	沖縄県国頭郡大宜味村（塩屋）
博物展示施設	沖縄県国頭郡国頭村（宜名真）

七　次の歩道を削除する。

沖縄県国頭郡国頭村（宜名真石山原北）から同村（宜名真石山原中央）まで

八　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第八十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定に基づき、やんばる国立公園を指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この国立公園の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年九月十五日　　環境大臣　山本　公一

一　区域

沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署四〇林班、四八林班から五三林班まで、五五林班、六林班、五八林班、五九林班及び六二林班の全部並びに四一林班、四五林班、五四林班、五七林班、六〇林班及び六一林班の各一部

沖縄県国頭郡国頭村字安田、字安波、字伊地、字宇嘉、字宇良、字奥、字奥間、字宜名真、字佐手、字謝敷、字楚洲、字浜、字比地、字辺戸、字辺野喜、字辺土名及び字与那の各一部

沖縄県国頭郡大宜味村字上原、字大兼久、字大宜味、字押川、字喜如嘉、字塩屋、字謝名城、字白浜、字大保、字田嘉里、字田港、字津波、字饒波、字根路銘、字宮城及び字屋古の各一部

沖縄県国頭郡東村内国有林沖縄森林管理署二林班の一部

沖縄県国頭郡東村字有銘、字川田、字慶佐次、字平良、字高江及び字宮城の各一部

沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村及び東村の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第八十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第一項の規定に基づき、やんばる国立公園に関する公園計画を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年九月十五日　　環境大臣　山本　公一

一　特別地域

（一）　特別保護地区

沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署四〇林班の全部並びに四一林班及び四五林班の各一部

沖縄県国頭郡国頭村字伊地、字奥間、字宜名真、字比地、字辺戸、字辺野喜及び字与那の各一部

沖縄県国頭郡大宜味村字田港の一部

（二）　第一種特別地域

沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署五八林班及び五九林班の全部並びに五五林班から五七林班まで、六〇林班及び六二林班の各一部

沖縄県国頭郡国頭村字安田、字安波、字伊地、字宇嘉、字宇良、字奥、字奥間、字宜名真、字佐手、字謝敷、字浜、字比地、字辺戸、字辺野喜、字辺土名及び字与那の各一部

沖縄県国頭郡大宜味村字大宜味、字押川、字喜如嘉、字謝名城、字田嘉里、字田港、字饒波及び字根路銘の各一部

沖縄県国頭郡東村内国有林沖縄森林管理署二林班の一部

沖縄県国頭郡東村字川田、字慶佐次及び字平良の各一部